

令和元年5月21日

〒466-0835

名古屋市昭和区南山町20-17

株式会社錦ヤ 御中

特定非営利活動法人

消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山三丁目28-2

KS千種ビル6階F

事務局長 野澤厚美

TEL : 052-734-8107 FAX : 052-734-8108

申入れ終了のご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴社におかれましては、当団体の平成31年3月19日付申入書に対し、同年4月5日付で、当団体が申し入れたレンタル衣装の解約金についての約款を一部変更する旨のご回答をいただき、ありがとうございました。

ご回答を検討させていただきました結果、当団体としての貴社に対する申入れはこのたびご指摘をさせていただいた条項については、これをもって終了することと致しました。ただし、成人式衣装のレンタルの解約料について「予約締結日から14日経過後から予約記載の貸出日の16日前までの解除に関して予約書記載金額の10%の取消料が発生いたします」と定める部分については、衣装全てのレンタルの解約料について貸出日の30日前から4日前までの解約料を予約書記載金額の30%と定めていることを考慮すると、成人式衣装のレンタルの解約料が予約書記載金額の10%の解約料となる期間は予約締結日から14日経過後から貸出日の30

日前までの間に解約がなされた場合であるとするのが整合的であると考えられ、現状の表記は誤記であると考えられます。消費者の誤認を招く表記ですので、この点についても速やかにご修正ください。

当団体としましては、今後も、貴社の実際の運用が適正なものとなっているかについて注視させて頂く所存であり、必要に応じて、改めて、是正等の申入れをさせて頂くこともあろうかと存じますので、その旨、申し添えます。

最後になりますが、貴社の益々のご発展を祈念申し上げます。

敬具